

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び詳した措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。

また、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。

さらに、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧（監査種別）

番 号	対象局（団体）	事 項	措置区分					頁
			1 2					
			ア	イ	ウ	エ	オ	

令和4年定例監査	1	建設局	（単価契約工事について）400万円以上の即時性のある工事について地方自治法に沿った契約方法を検討すべきもの			◎				17
----------	---	-----	---	--	--	---	--	--	--	----

令和4年財政援助団体等監査	2	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（更新工事となった排水設備について）更新工事の排水設備について対策を講じるべきもの			◎				18
---------------	---	--------------------	---	--	--	---	--	--	--	----

令和5年定例監査	3	都市整備局	（単価契約工事について）（事業用地等維持管理について）特殊製品組合せ費により計上できない「搬費」について対応できるように改善すべきもの			◎				19
4	建設局	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの				◎				20
5	建設局	（単価契約工事について）（特殊製品組合せ費について）機械掛料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの					◎			21

令和5年財政援助団体等監査	6	生活文化スポーツ局（注） （公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの			◎				23
7	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）各要綱により助成額の算定方法を定めるなどすべきもの				◎				24
8	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなど）すべきもの					◎			25
9	福祉局（社会福祉法人東京福祉会）	（消防用設備について）不良と判定された簡所の是正をすべきもの				◎				26
10	福祉局（社会福祉法人東京福祉会）	（電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかな対応を行う）べきもの				◎				27

注）令和4年4月1日美観・緑化改正により、生活文化局局スポーツ局は、生活文化局に名称変更し、都市民生総合対策本部及びスポーツ推進本部が設置された。以後同し。

（注）令和7年4月1日実施の組織改正により、生活文化局スポーツ局は、生活文化局に名称変更し、都民安全総合対策本部及びスポーツ推進本部が設置された。以後同じ。

番号	対象局（団体）	事項	措置区分					頁
			1	2	3	4	5	

令和5年行政監査								
11	産業労働局（多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	（多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブコンテンツの更新）を確保すべきもの		◎				28
12	建設局（公益財団法人東京動物物協会）	（公園の点検）点検結果を的確に報告すべきもの		◎				29
13	建設局（公益財団法人東京動物物協会）	（公園の点検）点検結果を的確に報告すべきもの		◎				30
14	建設局（公益財団法人東京動物物協会）	（公園の点検）点検結果を的確に報告すべきもの		◎				32
15	建設局（公益財団法人東京動物物協会）	（公園の点検）点検結果を的確に報告すべきもの		◎				33
令和6年定例監査								
16	都市整備局	※（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）ホームページのポスターのポスター業務委託について		◎				34
17	環境局	（有害廃棄物等処理委託について）貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの		◎				35
18	保健医療局	（消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直す）べきもの		◎				36
19	産業労働局	（消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直す）べきもの		◎				37
20	港湾局	（消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直す）べきもの		◎				38
21	交通局	（消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直す）べきもの		◎				39
22	交通局	（消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直す）べきもの		◎				40
23	教育庁	（学校危機管理計画について）校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの		◎				41
24	教育庁	（学校危機管理計画について）電気等ライフラインの安全対策を震災時に速やかに行えるよう西側バスを確保すべきもの		◎				42
25	教育庁	（学校危機管理計画について）教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの		◎				43
26	教育庁	※（学校危機管理計画について）学校危機管理マニュアルについて		◎				44
27	教育庁	（災害用備蓄品について）災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの		◎				45
28	教育庁	（災害用備蓄品について）災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの		◎				46
令和6年工事監査								
29	都市整備局	（緊急避難におけるサイン等の仕様を設計図書に明示）すべきもの		◎				47
30	環境局	（緊急避難におけるサイン等の仕様を設計図書に明示）すべきもの		◎				48
31	保健医療局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				49
32	産業労働局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				51
33	産業労働局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				52
34	建設局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				53
35	建設局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				53
36	建設局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				54
37	港湾局	（設備機器の耐震化を促進するとともに固定用あと施工工法を適切に指導・監督）すべきもの		◎				55

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分				頁			
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ				
38	港湾局	人孔材料の車両設定を適正に行うべきもの					◎	56		
39	港湾局	大型運具を含む工事の新証書の積算を適正に行うべきもの					◎	57		
40	港湾局	工作物の改修工事における石積含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの				◎		◎	58	
41	東京消防庁	(杭工事の車両設定及び任意仮設の設計変更について) 杭工事の車両設定を適正に行うべきもの					◎	◎	59	
42	東京消防庁	経年防氷水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの					◎	◎	59	
43	東京消防庁	(杭工事の車両設定及び任意仮設の設計変更について) 任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの					◎	◎	60	
44	交通局	工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの						◎	◎	61
45	水道局	材料費の車両設定を適正に行うべきもの						◎	◎	62
46	下水道局	地下配管における鉄筋の設計を適正に行うべきもの					◎		◎	63
47	下水道局	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの						◎	◎	64
48	教育庁	業務実態状況写真の撮影について受託費を適切に指導・監督すべきもの						◎	◎	65
令和5年度公営企業各会計決算審査										
49	交通局	有形固定資産を適正に計上すべきもの				◎			◎	67
令和6年財政援助団体等監査										
50	生活文化スポーツ局（学校法人戸坂学園）	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	◎						◎	68
51	生活文化スポーツ局（学校法人東京成徳学院）	私立高等学校都内生産学習促進補助金を返還すべきもの	◎						◎	69
52	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	特約調査契約の締結に当たり、報酬に基づき、相手方を適定した損益を明確にした上で契約を締結すべきもの							◎	70
53	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの					◎		◎	71
54	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの							◎	72
55	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進捗管理を適切に行うべきもの					◎		◎	73
56	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの					◎		◎	74
57	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	修繕契約を適正に行うべきもの					◎		◎	75
58	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの						◎	◎	77
59	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの						◎	◎	78
60	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	成長産業分野の海外展示会出展に係るアパレル→業務委託に係る資金についての請求及び概算残による交付を適切に行うべきもの						◎	◎	80
61	港湾局（新中央航空株式会社、全日本空輸株式会社）	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適正に定めるべきもの	◎					◎		82
62	港湾局（東海汽船株式会社）	補助金を返還すべきもの	◎					◎	◎	83
63	交通局（東京交通サービス株式会社）	廃棄物の処理を適正に行うべきもの						◎	◎	84

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分						頁	
			1			2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ		ウ
64	交通局（東京交通サービス株式会社）	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための取組等を整備すべきもの					◎	○		85
令和6年行政監査										
65	生活文化スポーツ局	ケア・コミュニケーションを平時から適正すべきもの					◎		○	86

(表5) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局 (団体)	監査 種別	事 項	措置区分						頁	
				1			2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ		ウ
【債権管理】											
18	保健医療局	6 定例	(看護師等修学資金について)貸付者台帳に必要事項を記載すべきもの			◎				○	36
55	保健医療局 (地方独立行政法人東京都立病院機構)	6 財援	災害補償基金への請求額に発生しないよう、運行管理を適切に行うべきもの			◎				○	73
56	保健医療局 (地方独立行政法人東京都立病院機構)	6 財援	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	◎						○	74
【契約 (仕様・積算)】											
8	生活文化スポーツ局 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	5 財援	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの			◎				○	25
22	交通局	6 定例	車両契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの				◎			○	40
63	交通局 (東京交通サービス株式会社)	6 財援	廃棄物の処理を適正に行うべきもの					◎		○	84
【契約 (履行確認)】											
58	保健医療局 (地方独立行政法人東京都立病院機構)	6 財援	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの					○	◎	○	77
【契約 (その他)】											
1	建設局	4 定例	(単価契約工事について) 4,000万円以上の即時性のある工事について地方自治法に合った契約方法を検討すべきもの (更新終了となった排水設備について) 更新までの排水設備について対策を講じるべきもの				◎			○	17
2	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	4 財援	(単価契約工事について) (事業用地等維持管理について) 特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの					◎		○	18
3	都市整備局	5 定例	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの						◎		19
4	建設局	5 定例	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 機械材料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの							◎	20
5	建設局	5 定例	消防用設備について不良と判定された箇所のは正をすべきもの	◎						○	21
9	福祉局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	5 財援	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの				◎			○	26
10	福祉局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	5 財援	※ (建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) ボーダールイトのボンタインプラ業務委託について					◎		○	27
16	都市整備局	6 定例	消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの					◎		○	34
17	環境局	6 定例	消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの					◎		○	35
19	産業労働局	6 定例	消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの					◎		○	37
20	港湾局	6 定例	適正な消防設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの					◎		○	38
21	交通局	6 定例	防火設備等の不具合箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの						◎		39
22	教育庁	6 定例									46

番号	対象局 (団体)	監査 種別	事 項	措置区分							頁	
				1								2
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ		エ
52	福祉局 (地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター)	6 財援	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を決定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの							◎	70	
57	保健医療局 (地方独立行政法人 東京都立病院機構)	6 財援	修繕契約を適正に行うべきもの				◎	◎	○	○	75	
59	保健医療局 (地方独立行政法人 東京都立病院機構)	6 財援	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの						◎	◎	78	
60	産業労働局 (地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター)	6 財援	成長産業分野の海外展示会出展に係るアトバイアリー業務委託に係る資金についての請求及び概算私による交付を適切に行うべきもの 日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの					◎	◎	○	80	
64	交通局 (東京交通サービス株式会社)	6 財援							◎	○	85	

【補助金等】											
6	生活文化スポーツ局 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	5 財援	(助成金の交付について) 交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの				◎				23
7	生活文化スポーツ局 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	5 財援	(助成金の交付について) 各要綱により助成金の算定方法を定めるべきもの				◎				24
50	生活文化スポーツ局 (学校法人戸板学園)	6 財援	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	◎							68
51	生活文化スポーツ局 (学校法人東京成徳学園)	6 財援	私立高等学校内部生就学促進補助金を返還すべきもの	◎					○		69
61	港湾局 (新中央航空株式会社、全日本空輸株式会社)	6 財援	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの				○				82
62	港湾局 (東海汽船株式会社)	6 財援	補助金を返還すべきもの	◎						○	83

【財産管理】											
49	交通局	5 公決	有形固定資産を適正に計上すべきもの			◎				○	67
【設計】											
29	都市整備局	6 工事	保留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの							○	47
34	建設局	6 工事	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの						◎		53
37	港湾局	6 工事	橋梁等構造物との近接施工における設計時の防波及び動震を適切に行うべきもの							◎	55
46	下水道局	6 工事	地下管体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの				◎			○	63

【積算 (単価設定)】											
38	港湾局	6 工事	人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの							○	56
41	東京消防庁	6 工事	(休工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について) 軌工事の単価設定を適正に行うべきもの							◎	59
45	水道局	6 工事	材料費の単価設定を適正に行うべきもの							◎	62

【積算 (数量算出等)】											
42	東京消防庁	6 工事	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの						◎		59
47	下水道局	6 工事	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの					○		◎	64
【積算 (諸経費等)】											
30	環境局	6 工事	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							○	48

[illegible]- 17 -

〔令和4年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
2	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(更新未了となつた排水設備について)更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの	協会は、井の頭自然文化園の分園の下水流量及び降水量が増加したため、汚水量及び降水量を調査したところ、台風が通過した後に汚水量が増大することを把握した。このことは、汚水の排水設備に地下水又は雨水が流入していることを意味するため、局は、地下 waters の流入防止を目的として老朽化した汚水排水設備を更新することとし、工事を実施している。	本件は、工事未了箇所について、十分な経過観察を行わず積極的な調査検討も行わなかったことが原因と考えられる。 東京都公園緑地事務所は、令和4年11月15日開催の課長代理会において、指摘事項を周知し、同様の事象を繰り返さないよう注意喚起した。【2-エ】 また、令和5年度に排水施設調査を実施した結果、地下水の流入箇所を特定したため、令和6年6月に契約した老朽施設改修基本実設計により今後行う補修工事の実施設計を行った。そして、この設計を基に、令和7年3月14日に地下水流入箇所改修工事を含む老朽施設補修工事を契約し、対策を講じることとした。【2-イ】
1	ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ		

〔令和5年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置区分			「事業用地等維持管理(単価契約) 運用の手引き」において、市街地整備事業等で施工されている現場では、特殊な材料が多く使われており、現在の単価契約の工種では対応することが困難な場合があることから、その場合には「特殊製品組合せ費」という材料単価を設定し運用することができるとしている。 工種に設定していない特殊な材料については、特殊製品組合せ費により計上し、その施工に係る工事費(労務費) については、(普通作業員、電工、運搬工種) を設定して、これにより実施することとなる。 ところで、特殊製品組合せ費の対象ではないものや、材料費と工事費に分解できずそれぞれの金額を算出することができないものについては、特殊製品組合せ費により即時性のある施工ができないこととなる。 したがって、市街地整備部は、即時性を必要とする市街地整備事業等の施工現場における事例を把握・分析・検証し、特殊製品組合せ費により計上できない経費について、適正かつ効率的な対応策を講じ、即時性のある施工を可能とする必要がある。計上、計上できない経費について対応できるよう改善された。	本指摘の原因については、市街地整備部において、当初契約で設定していない施工内容が発生し、機械損料や複合単価等を含む場合、計上する方法が現行では未設定であること、特殊製品組合せ費の運用についての事務所及び職員の認識不足や事務所内の情報共有の不足と捉えている。 部は、令和5年定例監査での指摘を踏まえ、特殊製品組合せ費の運用に当たった際の適切な適用が図られるよう、令和5年7月26日付通知文により、改めて事務所へ周知・徹底した。(2エエ) 部は、特殊製品組合せ費の適正な運用に向け、令和6年度第2回監査での指摘など、留意事項について定期的な確認・共有を行い、意識啓発を図っているが等、四半期ごとの報告を求め、実施状況を確認している。【2エア】 また、部は、当初契約で設定していた、施工の発注に伴う機械損料や複合単価等について、事業用地等維持施工組合せ費を設定し、計上方法を定めた。このことについて、令和7年3月10日付通知文により事務所へ周知し、同年4月1日より運用を開始した。【2エア】
1	ア	ウ	エ	
2	ア	イ	ウ	エ
	ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
	ア	イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
4	1		2		
	建設局				

(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの	ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ枯れ菌に感染した樹木が9月頃に枯死するものである。 枯死した樹木で新しく成虫となったカシノナガキクイムシは、1芽孔当たり数十から数百の丘陵地公園について、ナラ枯れに及び、翌年6月に周辺の樹木に移動するため、翌年度はより多くの樹木が枯死することとなり、感染の拡大は急速なものとなる。 また、樹齢50年以上の高直径30cm以上のコナラ等の大径木は感染すると全枯れしやすくなり、全枯れが発生した場合、周辺の樹木も翌年度に被害を受けることとなる。 そこで、枯死するリスクの高い大径木を対象に、森林の更新を進めることで、今後の被害発生の抑制することができる。 また、コナラ等の大径木について、経済的なナラ枯れ対策を検討されたい。
	本件は被害への対処を優先して実施していた事業に対して、併せて予防的な措置を行う必要性があるとの意見があったものである。 公園緑地部は、令和6年度、稚木林管理では、小山町栗公園などの庄蔵地公園について、ナラ枯れの被害を受けやすい大径木を優先して更新を行う年度を決定した。また、令和7年度の稚木林管理においては、ナラ枯れ被害の更なる予防に向けた森林の更新を進めることとし、ナラ枯れの被害を受けやすい大径木の更新を図る対象区域を拡大して、令和7年度予算を確保した。【2-1】 指定管理者は、令和7年2月から同年3月にかけて、令和7年度に実施する稚木林更新に先駆け、ナラ枯れの被害拡大抑制に向けた更新の稚木林の更新に向けて、ナラ枯れの被害を受けやすい大径木を優先して更新した。【2-1】

本件は被害への対応を優先して実施していた事業に対して、併せて予防的な措置を行う必要性があるとの意見があったものである。

公園緑地部は、令和6年度の雑木林管理では、小山内裏公園などに、1芽孔当たり数十から数百の丘陵地公園について、ナラ枯れに及び、翌年6月に周辺の樹木に移動するため、翌年度はより多くの樹木が枯死することとなり、感染の拡大は急速なものとなる。

また、樹齢50年以上の高直径30cm以上のコナラ等の大径木は感染すると全枯れしやすくなり、全枯れが発生した場合、周辺の樹木も翌年度に被害を受けることとなる。

そこで、枯死するリスクの高い大径木を対象に、森林の更新を進めることで、今後の被害発生の抑制することができる。

また、コナラ等の大径木について、経済的なナラ枯れ対策を検討されたい。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
5	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの	南多摩西部建設事務所及び第四建設事務所と締結している単価契約工事について、指示工事の内容を見たところ、次のとおり適正でない点が見受けられた。 (1) 南多摩西部建設事務所では、契約で単価を定めていない直径のコンクリート削れについて、積算基価に基づき積算した設計金額を、直径等が異なるコンクリート削れの契約工種の単価で除して数量を算出し、その工種の単価に数量を乗じた金額により支払っている。 契約で工種として単価を定めていない内容の工事をを行う場合は、積算基価に基づき単価を積算した上で、労務費については歩掛を使用し、普通作業員等の工種により支払うとともに、材料費については特殊製品組合せ費で支払うべきところであるが、機械損料等については支払方法を定めていない。 このため、所は機械損料等を含む設計金額を支払うに当たり、設計金額に機械損料等を含む直径等が異なるコンクリート削れの契約工種を使用したものである。 しかしながら、実際には使用していない契約工種により支払うことは適正でない。 (2) 第四建設事務所は、契約で単価を定めていない規格の薄層カラー舗装を行うため、物価資料の単価を用いて積算している。この単価は、材料費・労務費・機械損料等から構成される複合単価であることから、契約で単価を定めた工種により支払うため、所は、材料費を物価資料から算出して特殊製品組合せ費により支払うとともに、労務費として材料費を差し引いた金額を、普通作業工の単価で除して数量を算出し、その数量により普通作業工として支払っている。 (次頁へ続く)	単価契約工事における機械損料等の支払方法について、「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」に明記されていなかったことが指摘の発生原因である。 道路管理部は、道路維持関係検討委員会を新たに策定し、単価契約工事と適切に機械損料等を支払う方法について、「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」の改訂に向けた方針を示した。また、委員会やその作業部会において、適正な契約工種となるよう改訂案を提示し、各事務所への意見照会や記載内容の調整等、運用面を含め検討を進めてきた。これまでの検討内容を踏まえ、令和7年3月7日に手引を改訂し、契約で単価を定めていない機械損料等に対応できるよう「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」に導入し、使用方法を定めた。また、令和7年3月7日付けで各事務所へ通知の上、同年4月1日以降の発注案件より適用を開始した。【2-17】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分		(前頁から)	
	1	2		
5	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきものである。	しかしながら、薄層カラー舗装工の単価には機械損料等が含まれており、機械損料等は労務費ではないことから、複合単価から材料費を差し引いたものを労務費として支払うことは適正でない。これらのように箇所が適正でない方法により工事費を支払っていることは、道路管理部長、単価契約工事で契約していない工種を使用して即時性のある維持補修をする場合に、機械損料等の工事に係る経費を支払う方法を定めていないことによるものである。	
	ア	イ	単価契約工事の仕組みを改善された	
	イ	ウ		
	ウ	エ		
	エ	⑤		

〔令和5年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分				
6	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	(助成金の交付について) 交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	財団は、都からの出えん金等を原資として、芸術団体等に対して助成金等を交付する事業を行っている。	財団は、芸術団体等に助成金を交付する事業に係る助成対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めないよう、要綱を令和6年12月14日付けで改正し、同日から施行した。 令和7年1月8日の公募から改正後の要綱に基づき助成事業を実施している。【1-エ】	
			ところで、助成対象経費に消費税等を含めて交付している助成金等で、助成対象事業者が消費税の課税事業者である場合に、事業者が助成金交付後に消費税等の確定申告で仕入税額控除を行って納税すると、助成対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないこととなるため、当該控除額に対応する助成金額の返還を求めることが必要である。		
			このため、そのような場合を想定して、消費税等の返還に関する手続規定を助成金交付要綱等に定めなければならないが、各種助成等事業の交付要綱等には該当規定がないことが認められた。		
			また、局は、都からの出えん金を原資とした助成等事業の交付要綱等の制定の際に、財団から協議を受けていながら、本件について看過した。		
			財団は、助成金交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい。		
	1	2	局は、財団に対して適切に指導されたい。		
	ア	イ	ウ	エ	
				◎	

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
7	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	(助成金の交付について) 各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの	財団は、都からの出せん金等を原資として芸術団体等に対し助成金等を交付しており、助成金交付要綱を定め、交付決定後に助成対象者に「助成金事務手続きの引きき」を交付している。財団は、実績額の確定に当たり、手引に基づき助成対象経費を科目ごとに報告させ、科目別の実績額が申請額を上回った場合には助成額を申請額としているが、要綱には定められていない。 また、公募ガイドラインに基づき、助成対象団体が事業に当たり利益を計上した場合、利益分を助成金額から差し引いていくが、要綱上は事業実施に係る経費の2分の1を補助するとのみ規定している。 助成額の算定方法については、交付申請時に申請者が把握できるよう、各要綱で定める必要があるが、公募ガイドライン、手引により定めていることは適正でない。 財団は、各要綱により、助成額の算定方法を定められたい。	財団は、芸術団体等に助成金を交付する事業について、①助成対象経費を科目ごとに報告させ、科目別の実績額が申請額を上回った場合には助成額を申請額とすること、②助成対象団体が事業に当たり利益を計上した場合、利益分を助成金額から差し引くことを令和6年12月14日付付で要綱に定め、同日から施行した。令和7年1月8日の公募から改正後の要綱に基づき助成事業を実施している。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
8	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	収集作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの	写真美術館は、委託契約によりデジタルカメラを用いて収集作品の複写と資料情報システムでのデジタルデータの加工を行っている。江戸東京博物館は、所蔵資料のうちフイルムのデジタル化を委託し、また、所蔵資料の管理をする資料情報システムに、デジタルデータを格納するところで、デジタルデータの作成に当たっては、画像サイズ、圧縮率、解像度など、作成する画像データの詳細を指定するとともに、資料情報システムでの利用やWEBサイトでの利用、印刷物での利用等、各用途に合わせたデータとする必要がある。さらに、データを委託により作成する場合には、作成するデータの内容を仕様書により明確に定めしておく必要がある。しかしながら、各契約を見るに、データ作成に必要な仕様を仕様書に記載していない、②用途に応じた適切な仕様となっていない、③受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載していないものが認められ、適正でない。 財団は、各館において、用途に応じた適切な仕様を定め、受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載されたい。	財団は、令和5年12月19日には、全館の管理職で構成する財団連絡会議において明確な仕様の内容を定める必要性などについて周知・徹底するとともに、同月21日には、全館の管理係長・経理係長に対しても同内容を周知・徹底した。加えて、令和6年2月9日開催の経理担当者会議においても、明確な仕様の内容を定める必要性などについて改めて周知・徹底した。【2-エ】 これら周知により、写真美術館では、令和6年度の収集作品のデジタルデータ化のための契約において、用途に応じたデータの仕様を定めるなど、仕様を見直した。 さらに、財団は、他団体等に対して収集作品をデジタルデータ化する際の仕様調査を行い、主な用途ごとに、参考となるデータの仕様を整理した。また、その仕様例をデータ化委託時の仕様書作成に当たって参考とするよう、令和7年1月22日に財団内各施設宛てに周知した。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
	措置区分				
9	福祉局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの	石神井学園は、委託契約により、消防法の規定等に基づく消防用設備等の点検を実施している。点検結果等について見たところ、自動火災報知設備など、不良と判定された消防用設備について、監査日現在、対応がされていないことが認められた。これらは、遡って確認できる平成30年の点検から指摘されているものであり、少なくとも5年におわたって対応がされていない状況となっており、利用者等の安全を損なう可能性がある状態が継続していることは、適正でない。	学園は、消防設備の不良箇所について、令和6年1月15日、同年4月12日に調査を実施した。調査結果を踏まえて改修内容を決定制し、令和6年8月27日付けで消防設備不良箇所の改修工事契約を締結し、同年11月29日に消防設備の交換や地中埋設幹線の引換工事等を行った。しかし、工事履行時において、非常用消防設備に係る地中幹線について調査時点では判明しなかった要工事箇所が判明したため、令和7年1月24日付けで追加工事契約を締結し、同年3月5日に工事を完了実施し、同年2月5日付けで検査を完了した。【1-イ】学園は、消防用設備等の点検時において不良とされた消防設備がある場合は、改修等の対応を早急に実施し、適切な消防用設備の維持管理を行う旨、令和7年2月26日付通知文により周知した。	
		1		事業団は、指定管理施設及び自主運営施設の全施設に向け、令和5年12月8日付経営者会議において「令和5年財投監査結果報告(案)」を示し、事業団内で同様の事案が起きないよう注意喚起を行うとともに、令和6年2月28日付契約担当者向け事務説明会及び同年9月11日付経理事務説明会において、改めて指摘事案を説明し、再発防止とともに、令和7年3月12日付けで施設の安全性の確保について周知した。【2-エ】	
		2			
	ア	イ	ウ	エ	オ

番号		対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置区分					
			電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの	事業団は、電気事業法に基づいて、事業用電気工作物の保安規程を定めている。当該規程には、点検等により不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、速やかに修理等を行う、常に技術基準に適合するよう維持するものとするなどが定められている。ところで、七生福祉園及び八王子福祉園における令和4年度の点検結果報告書を確認したところ、両園において、蓄電池設備等の電気工作物に不適合が指摘されているにもかかわらず、対応がされていないことが認められた。このような状況は、「常に技術基準に適合する」と定める規程に照らして適正でない。両園は、電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について、速やかに対応を行うべきもの。	七生福祉園は、修理委託を行う等により、令和6年2月8日まで全ての不適合が解消した。八王子福祉園は、点検での不適合箇所について、非常用仮設発電機の借入や低圧関係絶縁抵抗の不適合箇所の閉鎖を実施する対応を行った。また、スプリング用過電流ブレーカトリップ不良について、令和6年8月26日に修繕契約を締結し、同年11月26日には修繕を完了した。【1-イ】
				事業団は、今後、点検で指摘を受けた場合は、指摘事項の緊急度・優先度について十分に精査し、早急に対応することとし、令和5年12月8日付経営者会議において「令和5年財投監査結果報告(案)」を示し、事業団内で同様の事案が起きないよう注意喚起を行った。また、指定管理施設及び自主運営施設の全施設に向け、令和6年2月28日付契約担当者向け事務説明会及び同年9月11日付経理事務説明会において、改めて指摘事項を説明し、再発防止とともに、令和7年3月12日付けで施設の安全性の確保について周知した。	さらに八王子福祉園において、今後、点検で指摘を受けた場合は、指摘事項の緊急度・優先度について十分に精査し、早急に対応することとし、修繕工事を完了後、改めて、令和6年11月29日付通知文を発出し、再発防止の取組について指示し、注意喚起を行った。【2-エ】
1			2		
ア	イ	ウ	エ	ア	イ
	◎				○

〔令和5年行政監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
11	産業労働局(多摩産業交流センター指定管理共同企業体)	多摩産業交流センターにおけるホームページのウエブアクセシビリティを確保すべきもの	局は、指定管理者に、多摩産業交流センターの施設情報や利用案内等を掲載したホームページを業務委託契約により作成させ、ホームページの管理運営を指定管理業務として行わせている。 このホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)」を踏まえたウエブアクセシビリティ対応となっているか確認したところ、音声読み上げソフトなどで視覚障害者等に伝わるようになっていることや、分かりやすさを重視したアイコン、用語を使用していないなど、視覚や色覚障害者への配慮等がされていないことが認められた。 局及び指定管理者は、多摩産業交流センターにおけるホームページのウエブアクセシビリティを確保されたい。	指摘の発生原因は、局が仕様書に東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)に基づく記載をしていなかったためである。 指定管理者は、令和7年3月にウエブアクセシビリティを確保したホームページのリニューアルを行った。 【1-エ】 ホームページのリニューアルに合わせ都の統一基準の確認を行い、令和6年11月にその基準に基づいたウエブアクセシビリティ方針の策定を行った。 局は、仕様書に最新の基準類に沿って行うよう記載した。また、基準類の改正が行われた際には、速やかに指定管理者へ通知をすることとした。【2-ウ】		
1		ア	イ	ウ	エ	オ
2		ア	イ	ウ	エ	オ

監査結果の要約

講じた措置の概要

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
12	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信すべきもの	公園ガイドは、局が所管する公園、庭園、動物園、植物園、霊園等について、交通案内や公園案内図、見どころのほか、有料公園・施設の料金、休園日、開園時間、入場料、駐車場、公園のスポーツ施設等の利用案内、バリアフリー対応状況等の情報を掲載しており、これらの情報を事前に提供することを主眼としている。 こうした情報発信は、高齢者、障害者を含めた全ての人の円滑な公園利用の支援に有効であるが、公園ガイドの内容についてみたところ、公園案内図にトイレ及び障害者等用駐車場区画の表示が不足している事例、高齢者・障害者対応飲用水栓、エレベーターのバリアフリー対応状況の情報と現場の状況や公園案内図との間に相違がある事例が見られた。 このため、現地の状況を的確に把握し、正確な情報を発信する必要がある。また、公園ガイドの更新・発行は2年ごとであるが、東京都ホームページに掲載しているデータについては、更新までの間、掲載情報の変更が発生した場合には、変更情報について周知することも必要である。 局は、公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信されたい。	本件は、関係部署における最新情報を反映させるチェック体制が不足していたことが原因である。 公園緑地部は、東京都ホームページで正確な情報を発信するため、公園ガイドの掲載ページ上に、「※最新情報は、各園のHPでご確認ください。」の一文を追加した。 また、部は、令和7年1月9日に、今後も同様の誤りが起きないよう、各事務所及び指定管理者に通知し、新たに作成した「都立公園ガイド作成にあたってのチェックリスト」を踏まえ、両者で現地や他ページとの整合性を確認することとした。 【2-ウ】さらに、公園緑地部は、「都立公園ガイド令和7～8年度版」版下データ作成委託」を締結し、公園案内図やバリアフリー対応状況に関する正確な情報を反映し、令和7年3月に内容を確認した。 【1-エ】
1				
2				
ア	イ	ウ	エ	オ
			◎	
			ア	イ
			ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
	措置区分			
			指定管理者である協会は、令和2年3月に、「公園サイン設計の手引き」に準拠して、それまで現場で使用してきた平成18年発行の協会の「公園サインマニュアル」を、景観に配慮した新たなデザインに刷新した「公園ビクトサインマニュアル」を作成している。以後、各会場においてサインの改修や設置を行う際には、手引及びマニュアルに基づいて実施することとしている。 マニュアルは、手引に準拠したビクトサインのカタログ集を掲載しており、協会独自のビクトサインを一部追加している。局の手引が、国の基準等の改正等を反映した改訂が行われていないことから、これに準拠している協会のマニュアルも改訂されていない状況であるため、局の手引の改訂や、手引が準拠している基準等の社会事情の変化等に対応した改正等を反映し、マニュアルを改訂することが望ましい。 また、指定管理者は、園内案内板の軽微な変更に係る修正や、協会のウェブサイトである「公園へ行こう！」及び「公園さんぽ」に掲載する園内マップ、公園で配布する園内マップの作成を行っている。これらについては、マニュアルを参考に行っているとするが、各園の園内マップや園内案内板の表示に統一性がない状況となっていることから、園内マップ等の作成に係る取扱いを定めることが望ましい。 指定管理者は、園内マップ等に係る取扱いも含めたマニュアルの改訂が望まれる。	意見・要望事項が生じた原因として、これまでマニュアルは作成しているものの、園内マップ等の表示に係る統一的な指針がなかったことが挙げられる。 協会は、令和5年11月24日開催の維持担当係長会において、手引の取扱いに係る公園緑地部からの同月15日付通知文を協会員に周知し、園内案内板の修繕や補修の際には、最新基準のビクトサインを記載することを指示した。【2-エ】 また、令和6年1月にマニュアル改訂に向けたPTを設置し、同年3月31日付けで公園ビクトサインマニュアルの改訂等に係る対応方針を定めた。 さらに、令和7年3月14日付けで国の基準の改訂等を反映した公園ビクトサインマニュアルの改訂及び園内マップ、園内案内板の取扱いを定めたガイドラインを策定し、同日付けで協会内に通知し運用を開始した。【2-ア】 令和7年3月18日開催の公園事業部部課長会において、マニュアルの改訂内容やガイドラインの内容を周知するとともに、最新の基準の活用等について改めて徹底した。【2-エ】
14	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	※指定管理者におけるマニュアルの改訂について		
1				
2				
ア	イ	ウ	エ	
			◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
	措置区分			
			指定管理者は、園内施設の位置情報を把握することができるよう、ホームページと管理事務所において、園内マップを提供している。 また局は、園内入口等に案内板を設置し、施設更新の都度、指定管理者がシールを貼るなどして、園内案内板の更新を行っている。 そこで、園内マップ及び園内案内板を確認したところ、監査日現在、次のような点が認められた。 (1) 園内マップや園内案内板に表示のない施設がある(車椅子使用者用トイレなど)。 (2) 雑司が谷霊園の園内マップに記載されている著名人墓所案内番号が、現地に表示されている案内番号と不一致となっている。 (3) 高井戸公園について、(1)以外にも、水飲み場、あずま屋(休憩舎)、ベンチの一部が表示されていない。 (4) 高井戸公園の園内マップについて、広場名等には日本語と英語が併記されているものの、テラセスなどは日本語のみの記載であり、多言語対応が不十分である。 局及び指定管理者は、園内マップ及び園内案内板への掲載情報をより充実することが望まれる。	意見・要望事項が生じた原因として、これまで園内マップ等の表示に係る統一的な指針がなかったことが挙げられる。 協会は、園内マップ及び園内案内図について、以下のとおり対応した。 (1) 高井戸公園については、令和6年1月12日までに園内マップ及び園内案内板に駐輪場を表示した。また、各霊園の園内マップの修正を同年9月に完了した。さらに、各霊園の表示がない園内案内板については、シールを貼る暫定対応を令和7年3月に完了した。 (2) 令和5年11月末までに園内マップの著名人墓所案内番号と現地に表示されている案内番号を一致させた。 (3) 令和6年1月12日までに園内マップ及び園内案内板に不足していた水飲み場、あずま屋、ベンチを表示した。 (4) 英語版園内マップを令和5年12月に作成し、ホームページで公開した。【1-イ】 また、令和6年1月24日開催のエリア担当係長会において、園内マップ及び園内案内板の作成や補修を行う際に、掲載内容の不備がないように複数チェックを行い、利用者に適正に情報提供を行うことを徹底するよう周知した。【2-エ】 さらに、令和7年3月14日付けで園内マップ及び園内案内板の取扱いを定めたガイドラインを策定し、同日付けで協会内に通知し運用を開始した。【2-ア】
15	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	※園内マップ及び園内案内板の掲載情報について		
	1	2		
	ア	イ	ウ	エ
	イ	ウ	エ	
	ウ	エ		
	エ			

〔令和6年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
16	都市整備局	※(建築物の耐震 化促進に係る普 及啓発事業につ いて)ボータルサ イトのホステイ ング業務委託に ついて	市街地建築部は、「東京都前 展ボータルサイト」の運営に当 たり、当該 Web サーバのホステ イング業務を委託し、また、機 材ボータルサイトに、更新・維 持管理業務も含め、ボータルサ イト運営に関する契約を一本化す ることとし、この契約を、令和7 年4月1日に締結した。【1-エ】 指摘の発生原因は、二つのボ ータルサイトの運用組織が別々で あったことから、これまでのやり 方を踏襲して所管課ごとに運用 していたためである。	市街地建築部は、令和7年度か ら、「東京都前展ボータルサイト」 と「東京都建物における液状化対 策ボータルサイト」について、ホ ステイング業務に加え、更新・維 持管理業務も含め、ボータルサ イト運営に関する契約を一本化す ることとし、この契約を、令和7 年4月1日に締結した。【1-エ】 指摘の発生原因は、二つのボ ータルサイトの運用組織が別々で あったことから、これまでのやり 方を踏襲して所管課ごとに運用 していたためである。
1	1	2	は生じないものであるから、こ れらを含ませて1件の契約とす ることは可能である。また、こ れらを含ませて1件の契約とす る場合、東京都契約事務規則に よる随意契約によることができ る予定価額（100万円）を超 えるため、入札により契約手続 を行うこととなり、競争性の向 上及び事務処理の効率化を図 ることも可能となる。	部は、ボータルサイトのホス テイング業務委託について、契 約をまとめるなどの見直しを検 討することと望まれる。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
17	環境局	消防用設備機器 点検委託に係る 契約手続を見直 すべきもの	廃棄物理立管理事務所は、管 理する施設の消防用設備等の点 検について、2件の随意契約に より委託契約を締結している。 ところで、消防用設備等の点 検の周期は、消防庁告示により、 機器点検は6か月ごと、総合点 検は年1回と決められているこ とから、所が画契約を2件の随 意契約に分ける必要性はなく、 合わせて1件の契約とすること 等の対応が可能である。	指摘の発生原因は、複雑な施設 の点検等に係る仕様書の確定を その都度契約直前に行っていた 所の契約手続によるものである。 所は、令和6年6月11日に所 内業務連絡会を開催し、本作の指 摘事項について職員に周知した。 また、他の業務委託等の内容を再 点検し、統合可能なものは令和7 年度から統合するよう同会にお いて指示し、指示に基づき各担当 を図った。【2-エ】 さらに、今回の指摘を受けて、 庁舎施設管理・保守業務委託と本 件消防用設備機器点検委託を統 合し、入札による契約とすること で安全性を十分確保しつつ、競争 性の向上及び事務処理の効率化 を図ることとし、令和7年1 月15日付けで入札を行い、同 年4月1日付けで契約を締結し た。【2-エ1】
1	1	2	消防用設備機器 点検委託に係る 契約手続を見直 すべきもの	所は、消防用設備機器点検委 託に係る契約手続を見直された い。

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
	1	2		医療政策部は、都内の看護職員の確保等を図ることを目的として、看護師等修学資金制度を設け看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与している。 東京都債権管理マニュアルでは、債権を適正に管理するため、台帳・帳票の整備について規定しており、債権発生日、最終納付日、当初償還期限、時効起算日、所在調査の結果、交渉経緯などを債権管理台帳に記載することとしている。部では、看護師等修学資金の貸与者台帳を整備し、債権管理を行っている。そこで、貸与者台帳について確認したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 貸与者台帳に記載欄が設けられていないため、時効起算日が記載されていない。 (2) 所在不明となった債務者の所在調査を行った案件について、貸与者台帳にその状況の記載がないものが2件認められた。 債権管理マニュアルで記載が求められている事項について、貸与者台帳への記載が漏れていることは債権管理上適正でない。部は、貸与者台帳に必要事項を記載されたい。	所在調査についての記載が漏れていた2件については、令和6年8月5日に記載を行った。 貸与者台帳は看護師等修学資金貸与事務システムから出力している帳票であることから、令和7年3月31日までに現行の看護師等修学資金貸与事務システムを改修し、システム上で時効起算日を把握・管理できるようにするとともに、貸与者台帳に時効起算日の項目を設けた。【1-エ】また、令和8年4月からの稼働を予定している次期看護師等修学資金貸与事務システムにも上記の仕様が引き継がれるよう、令和7年4月から実施する設計開発委託における機能要件に時効起算日の機能を含めた。【1-エ】指摘の発生原因は、「看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアル」の内容について、「東京都債権管理マニュアル」で定める方法の詳細の記載が不足しているためである。 医療政策部は、時効起算日及び所在調査の結果を貸与者台帳に記載するよう、看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを改定し、令和6年7月22日から適用している。【2-ウ】あわせて、令和6年9月5日開催の担当者会議において、注意喚起を実施するとともに、本指摘を受け、局は同月11日付通知文により債権管理に係るマニュアルについて、各所管部署において内容点検を行うよう、各部・所への注意喚起を行った。【2-エ】
18	保健医療局		(看護師等修学資金について)貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの		
	1	2			
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア
	ア	イ	ウ	エ	ア

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
20	港務局		東京港管理事務所は、港務施設14か所に設置されている消火器606本（加圧式消火器17本、蓄圧式消火器589本）等の消防用設備について、消防法で定められている定期点検、報告書の作成等を行うため、この点検委託を見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。 （1）本委託の仕様書及び契約書添付資料を見たところ、半年ごとに年2回行う消火器の機能点検の際に実施する機能点検本数について、仕様書では、1回の点検につき「設置から3年を超える消火器（加圧式）及び5年を超える消火器（蓄圧式）のうち1割について、また、設	所は、令和5年度の契約について、受託者から正しい点検結果報告書の提出を受け、必要書類の確認を行った。【1-エ】 また、令和6年度の契約において、仕様書に添付する「内訳書」及び所が管理する「機能点検本数内訳」に消火器の機能点検本数を正しく記載し、受託者から提出された機能点検を実施する消火器の一覧表等を基に、履行確認を適切に行った。【2-イ】 指摘の発生原因は、定例反復的な委託契約に対する「慣れ」による意識・確認不足である。 そのため、所は、令和6年5月21日に開催したふ頭運営課課長代理会において本件の内容を情報共有し、点検本数その他宛注内容の複数チェックを所内で

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
21	交通局		適正な消防用設備等点検結果報告書が作成され底することともに各駅に点検結果を共有すべきも	指摘の発生原因は、防災用電路の防火用電路設備について、消防法及び建築基準法に基づく点検委託契約で発見された不具合等は「点検結果報告書」に基づき関係等点検結果報告書（法に基づき関係等点検結果報告書）については、点検結果との整合を確認せずに駅に送付していたことである。 車両電気部は、地下鉄駅構内の防火用電路設備について、消防法及び建築基準法に基づく点検委託契約で発見された不具合等は「点検結果報告書」に基づき関係等点検結果報告書（法に基づき関係等点検結果報告書）については、点検結果との整合を確認せずに駅に送付していたことである。 車両電気部は、令和6年4月30日に「消防用設備等点検結果報告書」の記載方法について、受託者と部の担当者間で、点検結果として点検不良の内容を記載するよう再確認した。 また、令和6年6月19日に開催した車両電気部が統括する電力関係部署への連絡会（電力局長会）にて、今後提出される令和6年度上期の「消防用設備等点検結果報告書」について、提出後速やかに部及び所で「点検結果報告」との整合について確認し、関係する各駅に両報告書を連携なく共有するよう指導した。【2-エ】 この指導に基づき、令和6年度点検結果については、部及び所において同報告書間の整合を確認後、令和7年4月9日に、所は各駅へ両報告書を提出し、点検結果を共有した。 また、部は各駅から両報告書に係る受領書を出し、所と各駅との情報共有について確認した。【1-エ】 令和7年1月29日に開催した電力局長会にて、消防用設備等点検結果報告書を適切に管理するとともに、点検結果を駅と共有するよう再度注意喚起した。【2-エ】